

中小企業者等軽減制度

申込書様式

1. お申込みにあたっての注意点
2. お申込みに必要な書類一覧
3. 様式1（会社等事業者用）
4. 様式2（廃業した個人用）



お申込みにあたっての注意点

所定の様式をお使いください

会社、個人事業主、中小組合及び学校法人等の方は様式1を、廃業して現在業を営んでいない個人の方は様式2をお使いください。

申込書と添付書類は正副2部ご用意ください

副本の添付書類はコピーでも差し支えありませんが、申込書には正本と同様捺印をお願いします。

所定の項目は全てご記入ください

日付やフリガナ、株主等状況から廃棄物台数まで、記入例（パンフレット8～12ページ）をよくご覧いただき全て記入をお願いいたします。

添付書類は最新のものをご用意ください

登記簿謄本等随時入手可能なものは発行から3ヶ月以内のものを、そうでないもの（確定申告書写し等）は直近のものをご用意ください。

所定の添付書類は全てをご用意ください

添付書類の種類は申込者の組織別にそれぞれ定められております（パンフレット12ページ）。特段の事情等がある場合にはご相談ください。

お申込みは時間的余裕をもってお願いします

お申込みの審査には通常2週間から1ヶ月程度かかります。ご希望の処理日等がある場合にはお早めにお申し込みください。

お申込みに必要な書類一覧

会社



申込書



確定申告書控写



登記簿謄本

確定申告書控の写しには税務署受付印が必要です。受付印が無い場合には納税証明書を添付してください。

従業員数基準にのみ適合する場合には、勘定科目内訳明細書等件数費総額を示す書類もご提出ください。

個人事業主



申込書



確定申告書控写



収支内訳書等


従業員数の確認のため、収支内訳書又は青色申告決算書も添付してください。

確定申告書控の写しには税務署受付印が必要です。受付印が無い場合には納税証明書を添付してください。

中小組合



申込書



登記簿謄本
組合員名簿
定款

中小企業団体の組織に関する法律に規定される中小企業組合の場合には、組合員名簿は必要ありません。

学校法人等



申込書



確定申告書控写



登記簿謄本

従業員数の確認のため、勘定科目内訳明細書等件数費総額を示す書類もご提出ください。

確定申告書控の写しには税務署受付印が必要です。受付印が無い場合には納税証明書をあわせて添付してください。

廃業個人



申込書



閉鎖登記簿謄本



確定申告書控写

閉鎖謄本は、入手可能な場合のみご提出ください。

業を営まないことの確認のため、所得税確定申告書A控の写し又は非課税証明書等をご提出ください。他と同様税務署受付印が必要です。

中小企業者等軽減制度申込書

受付日	
受付番号	
事業場ID	

申込日 平成 年 月 日 組織区分 会社 個人事業主 団体 学校法人等

申込者法人名等 フリガナ 申込者役職氏名 フリガナ

申込者住所 〒 - フリガナ
 電話番号 () - () - () FAX () - () - ()

事業場名称 フリガナ 事業場ご担当者氏名 フリガナ

事業場所在地 〒 - フリガナ
 電話番号 () - () - () FAX () - () - ()

他の大企業との資本的関係の有無 (会社として申請する方のみ記入ください)

企業者を出資する大企業者 <input type="checkbox"/> あり (保有等割合 %) <input type="checkbox"/> なし	発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資額の比率をご記入ください	主要株主等の状況	株主又は出資者氏名	分類	保有等割合
			主要株主等上位4者の氏名・保有等割合をご記入ください		

主たる業種 (会社及び個人事業主として申請する方のみご記入ください)

業種分類 右欄より主たる業種に該当する番号を選択して下さい
 ①製造業 (⑤を除く) ②卸売業 ③サービス業 (⑥及び⑦を除く) ④小売業 ⑤ゴム製品製造業 ⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑦旅館業 ⑧その他 ()

事業の状況	総売上高	事業毎の売上高 (単位: 百万円)			※直近の決算において総売上高に占める売上高の割合の大きい3事業について、前期決算及び前々期決算の売上高をご記入ください ※事業種目番号記入欄(太枠囲み部分)には、上欄①から⑧の業種から該当するものを選んでご記入ください
	前々期	事業種目番号	事業種目番号	事業種目番号	
	前期				

事業規模に係る事項 (資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみご記入ください)

出資の総額 円 常時雇用人数 人

廃棄物分類	機器重量	台数	早期登録の有無	早期登録番号

JESCO判定	
ERCA回付確認	
ERCA判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

※ 下欄の廃棄物分類番号をご記入ください

廃棄物分類: 1. トランス類 2. コンデンサ類

申込者 (以下「甲」という。) は、日本環境安全事業株式会社 (以下「乙」という。) に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託するにあたり、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

- 乙が定める申込規約 (裏面) を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。
- その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

平成 年 月 日

申込者名・代表者氏名

印

中小企業者等軽減制度申込規約

第1条（総則）

中小企業者等軽減制度（以下「本制度」といいます。）は、日本環境安全事業株式会社（以下「当社」といいます。）が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」といいます。）から交付されるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金（以下「基金」といいます。）及び国から交付される施設整備費国庫補助金により中小企業者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用の負担の軽減を図るものであり、本制度に基づく軽減措置（以下「軽減措置」といいます。）は、申込に基づき次条各号に該当するものと認められたポリ塩化ビフェニル廃棄物保管者（以下「保管者」といいます。）と当社との間で締結するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約（以下「契約」といいます。）について適用するものとします。

第2条（軽減措置の対象となる保管者の範囲）

軽減措置の対象となる保管者の範囲は、以下のとおりとします。

- 表において主たる業種毎に定められる基準を満たす会社又は個人（ただし、大企業者（表の基準を満たさない会社をいいます。）が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（本制度においては、大企業者として取り扱います。）を除きます。）

表（中小企業者の業種別基準）

主たる業種	会社	個人	参考：日本標準産業分類における対応業種
製造業	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下	常時使用する従業員数が300人以下	大分類F（製造業）の中分類09から32（に掲げるものを除く。）
卸売業	資本金又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員数が100人以下	常時使用する従業員数が100人以下	大分類J（卸売・小売業）の中分類49から54まで
サービス業	資本金又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下	常時使用する従業員数が100人以下	大分類H（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業。ただし、に掲げるものを除く。）並びに小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）及び415（映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業） 大分類L（不動産業）の小分類693（駐車場業） 大分類M（飲食店、宿泊業）の中分類72（宿泊業。ただし、に掲げるものを除く。） 大分類N（医療、福祉） 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（複合サービス事業） 大分類Q（サービス業 他に分類されないもの。ただし、小分類831 旅行業 を除く。）
小売業	資本金又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員数が50人以下	常時使用する従業員数が50人以下	大分類J（卸売・小売業）の中分類55から60まで 大分類M（飲食店、宿泊業）の中分類70（一般飲食店）及び71（遊興飲食店）
ゴム製品製造業	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が900人以下	常時使用する従業員数が900人以下	大分類F（製造業）の中分類20（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下	常時使用する従業員数が300人以下	大分類H（情報通信業）の中分類39（情報サービス業）の小分類391（ソフトウェア業）及び小分類392の細分類3921（情報処理サービス業）
旅館業	資本金又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員数が200人以下	常時使用する従業員数が200人以下	大分類M（飲食店、宿泊業）の中分類72（宿泊業）の小分類721（旅館、ホテル）
その他	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下	常時使用する従業員数が300人以下	上記以外の全て

2. 次のいずれかに該当する中小企業団体等

ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済共同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

イ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前項に該当する者であるもの（アに掲げるものを除きます。）

- 常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人
- 第1項から前項までに該当するものが解散又は事業を廃止した後に、次条に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することとなった個人

第3条（軽減措置の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の範囲）

軽減措置の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の範囲は以下のとおりとします。

- 高圧トランス（受電電圧が600Vを超えるトランスをいいます。）のうち総重量が10kg以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったもの
- 高圧コンデンサ（受電電圧が、交流にあっては600Vを超え、直流にあっては750Vを超えるコンデンサをいいます。）のうち総重量が10kg以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったもの
- 電気機器のうち総重量が10kg以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったもの（第1号及び第2号に定めるものを除きます。）

第4条（軽減額）

基金及び施設整備費国庫補助金により軽減される処理費用の総額は以下により算出されるものとします。なお、算定にあたっては、1円未満の額は切り捨てて計算するものとします。

助成金：当社の処理料金表に基づいて算出された額に100分の26を乗じて得た額

施設整備費補助金：当社の処理料金表に基づいて算出された額に100分の44を乗じて得た額

第5条（申込の審査）

当社は申込を受けた場合には、第2条及び第3条に基づき審査を行い、機構の確認を得た上でその結果を申込者に対して遅滞なく回答するものとします。

なお、申込書、添付書類及びこれらに記載される情報については、審査の目的のほかには用いないことを約します。

第6条（申込書に虚偽の記載等があった場合の原状回復措置）

本申込書に虚偽又は不正の記載があり、かつこれに基づいて軽減措置の適用の決定がなされた場合には、決定を取り消すこととします。また、この場合において契約の締結及び契約金額の入金がなされた場合には、契約を解除した上で再度契約の意思を確認させていただきます。さらに、この場合において処理が全て完了しているときには、本制度の適用により軽減された額に、入金が確認された日から起算した日数に法定の利息を付した額を請求いたします。

第7条（申込の取下げ）

申込を取り下げようとするときは、契約の締結の日の前日までにこれを当社に通知するものとします。

第8条（その他）

上記のほか、本規約に記載の無い事項については、保管者と当社とが協議してこれを定めるものとします。

中小企業者等軽減制度申込規約

第1条（総則）

中小企業者等軽減制度（以下「本制度」といいます。）は、日本環境安全事業株式会社（以下「当社」といいます。）が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」といいます。）から交付されるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金（以下「基金」といいます。）及び国から交付される施設整備費国庫補助金により中小企業者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用の負担の軽減を図るものであり、本制度に基づく軽減措置（以下「軽減措置」といいます。）は、申込に基づき次条各号に該当するものと認められたポリ塩化ビフェニル廃棄物保管者（以下「保管者」といいます。）と当社との間で締結するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約（以下「契約」といいます。）について適用するものとします。

第2条（軽減措置の対象となる保管者の範囲）

軽減措置の対象となる保管者の範囲は、以下のとおりとします。

1. 表において主たる業種毎に定められる基準を満たす会社又は個人（ただし、大企業者（表の基準を満たさない会社をいいます。）が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（本制度においては、大企業者として取り扱います。）を除きます。）

表（中小企業者の業種別基準）

主たる業種	会社	個人	参考：日本標準産業分類における対応業種
製造業	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下	常時使用する従業員数が300人以下	大分類F（製造業）の中分類09から32（に掲げるものを除く。）
卸売業	資本金又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員数が100人以下	常時使用する従業員数が100人以下	大分類J（卸売・小売業）の中分類49から54まで
サービス業	資本金又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下	常時使用する従業員数が100人以下	大分類H（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業。ただし、に掲げるものを除く。）並びに小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）及び415（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類L（不動産業）の小分類693（駐車場業） 大分類M（飲食店、宿泊業）の中分類72（宿泊業。ただし、に掲げるものを除く。） 大分類N（医療、福祉） 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（複合サービス事業） 大分類Q（サービス業 他に分類されないもの。ただし、小分類831 旅行業 を除く。）
小売業	資本金又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員数が50人以下	常時使用する従業員数が50人以下	大分類J（卸売・小売業）の中分類55から60まで 大分類M（飲食店、宿泊業）の中分類70（一般飲食店）及び71（遊興飲食店）
ゴム製品製造業	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が900人以下	常時使用する従業員数が900人以下	大分類F（製造業）の中分類20（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下	常時使用する従業員数が300人以下	大分類H（情報通信業）の中分類39（情報サービス業）の小分類391（ソフトウェア業）及び小分類392の細分類3921（情報処理サービス業）
旅館業	資本金又は出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員数が200人以下	常時使用する従業員数が200人以下	大分類M（飲食店、宿泊業）の中分類72（宿泊業）の小分類721（旅館、ホテル）
その他	資本金又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下	常時使用する従業員数が300人以下	上記以外の全て

2. 次のいずれかに該当する中小企業団体等

ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済共同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

イ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前項に該当する者であるもの（アに掲げるものを除きます。）

3. 常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人
4. 第1項から前項までに該当するものが解散又は事業を廃止した後に、次条に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することとなった個人

第3条（軽減措置の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の範囲）

軽減措置の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の範囲は以下のとおりとします。

1. 高圧トランス（受電電圧が600Vを超えるトランスをいいます。）のうち総重量が10kg以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったもの
2. 高圧コンデンサ（受電電圧が、交流にあっては600Vを超え、直流にあっては750Vを超えるコンデンサをいいます。）のうち総重量が10kg以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったもの
3. 電気機器のうち総重量が10kg以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となったもの（第1号及び第2号に定めるものを除きます。）

第4条（軽減額）

基金及び施設整備費国庫補助金により軽減される処理費用の総額は以下により算出されるものとします。なお、算定にあたっては、1円未満の額は切り捨てて計算するものとします。

助成金：当社の処理料金表に基づいて算出された額に100分の26を乗じて得た額

施設整備費補助金：当社の処理料金表に基づいて算出された額に100分の44を乗じて得た額

第5条（申込の審査）

当社は申込を受けた場合には、第2条及び第3条に基づき審査を行い、機構の確認を得た上でその結果を申込者に対して遅滞なく回答するものとします。

なお、申込書、添付書類及びこれらに記載される情報については、審査の目的のほかには用いないことを約します。

第6条（申込書に虚偽の記載等があった場合の原状回復措置）

本申込書に虚偽又は不正の記載があり、かつこれに基づいて軽減措置の適用の決定がなされた場合には、決定を取り消すこととします。また、この場合において契約の締結及び契約金額の入金がなされた場合には、契約を解除した上で再度契約の意思を確認させていただきます。さらに、この場合において処理が全て完了しているときには、本制度の適用により軽減された額に、入金が確認された日から起算した日数に法定の利息を付した額を請求いたします。

第7条（申込の取下げ）

申込を取り下げようとするときは、契約の締結の日の前日までにこれを当社に通知するものとします。

第8条（その他）

上記のほか、本規約に記載の無い事項については、保管者と当社とが協議してこれを定めるものとします。